

北海道告示第 11054 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 6 年 10 月 25 日までに北海道根室振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 6 年 6 月 25 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

東武サウスヒルズ

標津郡中標津町南町 3 番地 10

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社東武 代表取締役 千葉 武司

標津町中標津町南町 3 番地 10

株式会社ワークマン 代表取締役 小濱 英之

群馬県伊勢崎市柴町 1732 番地

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 16,687 平方メートル

(変更後) 17,103 平方メートル

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数

(変更前) 600 台

(変更後) 631 台

(イ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 位置：届出書添付図面「施設配置図（変更前）2-4」に表示

面積：406 平方メートル

(変更後) 位置：届出書添付図面「施設配置図（変更後）2-5」に表示

面積：荷さばき施設①：406 平方メートル

荷さばき施設②：27 平方メートル

(ウ) 廃棄物保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置：届出書添付図面「施設配置図（変更前）2-4」に表示

容量：175 立方メートル

(変更後) 位置：届出書添付図面「施設配置図（変更後）2-5」に表示

容量：177 立方メートル

ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小売業者名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|-------------|--------|---------|
| 株式会社東武 | 24 時間 | 24 時間 |
| その他 14 店舗未定 | 午前 9 時 | 午後 10 時 |

(変更後)

24 時間

(イ) 荷さばき施設においてにさばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 6 時から午後 9 時まで

(変更後) 荷さばき施設①：午前 6 時から午後 9 時まで

荷さばき施設②：午前 6 時から午後 10 時まで

(4) 変更の年月日

令和 7 年 2 月 4 日

(5) 変更する理由

駐車場内に店舗を建設するため

2 届出年月日

令和 6 年 6 月 3 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道根室振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 6 年 6 月 25 日（火）から令和 6 年 10 月 25 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

(4) その他

縦覧については中標津町に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は中標津町へ問い合わせること。